

警備業務 概要書面（記入例）

（警備業法第19条1項・同法施行規則第33条1号 契約締結前に交付）

依頼者：サンプル不動産株式会社（東京都中央区サンプル町4-5-6） 担当：鈴木 花子 交付年月日：令和8年9月25日（金）

記載事項（警備業法施行規則33条・34条）／記入欄

（イ）警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号（法人は代表者の氏名）	サンプル警備保障株式会社 東京都千代田区サンプル1-2-3 電話 03-XXXX-XXXX 代表者 山田 一郎
（ロ）警備業務を行う日及び時間帯	毎日（月～日） 8:00～20:00（12時間）
（ハ）警備業務対象施設の名称及び所在地	サンプルビル（東京都中央区サンプル町4-5-6）
（ニ）警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	常駐警備員2名（施設出入管理・巡回警備を担当）
（ホ）警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	施設警備業務2級検定合格者を1名以上配置
（ヘ）警備業務に従事させる警備員が用いる服装	当社指定の紺色制服・警備腕章を着用
（ト）警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	非常通報装置、赤外線センサー、携帯型無線機を使用
（チ）警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	マスターキーは当社にて施錠管理台帳により一元管理
（リ）警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	異常発見時は直ちに警察・依頼者双方へ通報のうえ現場保全
（ヌ）報告の方法、頻度及び時期その他の依頼者への報告に関する事項	毎月末に巡回警備報告書を書面で提出（重大事案は即時電話報告）
（ル）警備業務の対価その他の依頼者が支払わなければならない金銭の額	月額330,000円（消費税込）
（ヲ）上記金銭の支払の時期及び方法	毎月末締め、翌月末日までに指定口座へ振込
（ワ）警備業務を行う期間	令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年間）
（カ）警備業務の再委託に関する事項	依頼者の書面による事前承諾がある場合に限り再委託可
（ヨ）免責に関する事項	不可抗力による損害は責任を負わない
（タ）損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	当社の故意又は重過失による損害を、直接損害の範囲内で賠償
（レ）契約の更新に関する事項	期間満了1か月前までに双方から申出がない場合は同一条件で1年自動更新
（ソ）契約の変更に関する事項	書面による合意により変更可能
（ツ）契約の解除に関する事項	重大な契約違反があった場合、書面通知により即時解除可能
（ネ）警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	サンプル警備保障株式会社 お客様相談窓口 電話 03-XXXX-XXXX
（ナ）特約があるときは、その内容	特約なし

※ 交付方法：依頼者に本書面を十分に読むべき旨を告げて交付するなど、依頼者が確実に記載内容を了知する方法によること（警備業法施行規則第35条）。

警備業務 契約時書面（記入例）

（警備業法第19条2項・同法施行規則第34条1項1号・2項 契約締結後遅滞なく交付）

依頼者：サンプル不動産株式会社（東京都中央区サンプル町4-5-6） 担当：鈴木 花子 交付年月日：令和8年10月1日（木）

記載事項（警備業法施行規則33条・34条）／記入欄

契約の締結年月日	令和8年10月1日
（ロ）警備業務を行う日及び時間帯	毎日（月～日） 8:00～20:00（12時間）
（ハ）警備業務対象施設の名称及び所在地	サンプルビル（東京都中央区サンプル町4-5-6）
（ニ）警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	常駐警備員2名（施設出入管理・巡回警備を担当）
（ホ）警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	施設警備業務2級検定合格者を1名以上配置
（ヘ）警備業務に従事させる警備員が用いる服装	当社指定の紺色制服・警備腕章を着用
（ト）警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	非常通報装置、赤外線センサー、携帯型無線機を使用
（チ）警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	マスターキーは当社にて施錠管理台帳により一元管理
（リ）警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	異常発見時は直ちに警察・依頼者双方へ通報のうえ現場保全
（ヌ）報告の方法、頻度及び時期その他の依頼者への報告に関する事項	毎月末に巡回警備報告書を書面で提出（重大事案は即時電話報告）
（ル）警備業務の対価その他の依頼者が支払わなければならない金銭の額	月額330,000円（消費税込）
（ヲ）上記金銭の支払の時期及び方法	毎月末締め、翌月末日までに指定口座へ振込
（ワ）警備業務を行う期間	令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年間）
（カ）警備業務の再委託に関する事項	依頼者の書面による事前承諾がある場合に限り再委託可
（ヨ）免責に関する事項	不可抗力による損害は責任を負わない
（タ）損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	当社の故意又は重過失による損害を、直接損害の範囲内で賠償
（レ）契約の更新に関する事項	期間満了1か月前までに双方から申出がない場合は同一条件で1年自動更新
（ソ）契約の変更に関する事項	書面による合意により変更可能
（ツ）契約の解除に関する事項	重大な契約違反があった場合、書面通知により即時解除可能
（ネ）警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	サンプル警備保障株式会社 お客様相談窓口 電話 03-XXXX-XXXX
（ナ）特約があるときは、その内容	特約なし

※ 交付方法：依頼者に本書面を十分に読むべき旨を告げて交付するなど、依頼者が確実に記載内容を了知する方法によること（警備業法施行規則第35条）。